

新型コロナウイルスの感染拡大に対応した
岡山市融資制度「体質改善資金」について

【資金の概要】

資金名	体質改善資金
融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同時期に比べ5%以上減少が見込まれ、市長の認定を受けた市内中小企業者等
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	年1.31%
保証料率	年0.45%～1.76% 経営安定関連保証（セーフティネット保証4号）の場合は、0.8%（※1）
担保及び保証人	【保証人】原則として法人代表者以外必要ありません 【担保】必要に応じ差し入れていただきます
取扱期間	令和2年3月2日から令和2年9月30日（保証申込受付分）

※1）経営安定関連保証（セーフティネット4号）を使用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証4号認定と、中小企業体質改善資金融資認定申請書（新型コロナウイルス）を提出していただきます。